

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]														
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th>用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>20 フリーコース</td> <td>定期契約であって、当社が定める期間が経過した後、定期契約に係る解約金の支払いを要さないもの</td> </tr> <tr> <td>21～44 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第 2 章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 X i 契約</p> <p>第 6 条～第 18 条 (略)</p> <p>(定期契約の満了)</p> <p>第 19 条 定期契約は、当社がその定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日（契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日とします。以下この条において「起算日」といいます。）から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、F O M A に係る 1 年定期契約（F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。）の解除と同時に新たに締結した X i に係る定期契約は、契約の解除があった 1 年定期契約に係る起算日から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、F O M A に係る 2 年定期契約（F O M A サービス契約約款に規定するものをいい、当社が定めるものに限ります。）又は第 2 種定期契約（F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。）の解除と同時に新たに締結した定期契約は、契約の解除があったその F O M A に係る 2 年定期契約若しくは第 2 種定期契約に係る起算日から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。</p> <p>4 第 1 項の規定にかかわらず、F O M A 契約及び X i 契約に係る経過期間（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1 の(8)の 4 に定めるものをいいます。）が 2 年を超えている F O M A 契約者又は X i 契約者が F O M A 契約に係る第 1 種一般契約若しくは第 2 種一般契約（F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。）又は X i 契約に係る一般契約の解除と同時に新たに締結した定期契約は、その契約の解除があった日を含む暦月の初日から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。</p> <p>5～6 (略)</p>	用 語	用 語 の 意 味	(略)	(略)	20 フリーコース	定期契約であって、当社が定める期間が経過した後、定期契約に係る解約金の支払いを要さないもの	21～44 (略)	(略)	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th>用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>20～43 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第 2 章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 X i 契約</p> <p>第 6 条～第 18 条 (略)</p> <p>(定期契約の満了)</p> <p>第 19 条 定期契約は、当社がその定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日（契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日とします。以下この条において「起算日」といいます。）から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、F O M A に係る 1 年定期契約（F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。）の解除と同時に新たに締結した X i に係る定期契約（総合利用プランに係るものに限ります。）は、契約の解除があった 1 年定期契約に係る起算日から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、F O M A（F O M A サービス契約約款に規定する総合利用プランに係るものに限ります。）に係る 2 年定期契約（F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。）又は第 2 種定期契約（F O M A サービス契約約款に規定する総合利用プランに係るものに限ります。）の解除と同時に新たに締結した定期契約（総合利用プランに係るものに限ります。）は、契約の解除があったその F O M A に係る 2 年定期契約若しくは第 2 種定期契約に係る起算日から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。</p> <p>4 第 1 項の規定にかかわらず、F O M A に係る第 2 種定期契約（F O M A サービス契約約款に規定するデータ専用プランに係るものに限ります。）の解除と同時に新たに締結した定期契約（データ専用プランに係るものに限ります。）は、契約の解除があった F O M A に係る第 2 種定期契約に係る起算日から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。</p> <p>5～6 (略)</p>	用 語	用 語 の 意 味	(略)	(略)	20～43 (略)	(略)
用 語	用 語 の 意 味														
(略)	(略)														
20 フリーコース	定期契約であって、当社が定める期間が経過した後、定期契約に係る解約金の支払いを要さないもの														
21～44 (略)	(略)														
用 語	用 語 の 意 味														
(略)	(略)														
20～43 (略)	(略)														

(定期契約の満了に伴う契約の更新等)

第20条 定期契約者は、その契約の満了と同時に新たに一般契約又は定期契約を締結するときは、当社が指定する期間（以下「更新期間」といいます。）中に、当社に申し出ていただきます。

2～3 （略）

(定期契約者が行うフリーコースの選択)

第20条の2 当社は、定期契約者からフリーコースを選択する申出があったときは、更新期間中である場合に限り、その申出を承諾しません。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、FOMA契約及びXi契約に係る経過期間（料金表第1表第3（通信料）の1の(8)の4に定めるものをいいます。）が2年を超えているFOMA契約者又はXi契約者がFOMA契約に係る第1種一般契約若しくは第2種一般契約（FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。）又はXi契約に係る一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結する場合において、定期契約者からフリーコースを選択する申出があったときは、その一般契約の解除があった日を含む暦月の初日から起算して翌暦月の末日までの間に限り、その申出を承諾します。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、そのフリーコースを選択する申出を承諾しません。

(1) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。

(2) そのXiに係る基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン（スマホ/タブ）、X i カケホーダイプラン（SIMフリー）、X i カケホーダイライトプラン、X i データプラン（スマホ/タブ）、X i データプラン（SIMフリー）又はX i データプラン（ルーター）以外であるとき。

(3) そのXiに係る共有回線群の共有代表回線（料金表第1表第3（通信料）の1の(8)の3に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。）がフリーコースを選択していないとき。

4 当社は、契約者からフリーコースを選択する申出があったときは、その申出を当社が承諾した日を含む暦月の翌暦月からフリーコースを適用します。

5 当社は、契約者からフリーコースを廃止する申出があったときは、その申出を当社が承諾した日にフリーコースの適用を廃止します。

6 当社は、フリーコースを選択している契約者から定期契約の解除と同時に新たにFOMA契約に係る第2種定期契約（FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。）を締結する申出があったときは、そのFOMA契約に係る第2種定期契約において、フリーコースを選択する場合に限り、その申出を承諾します。

第21条 （略）

第4章 Xiコピキタス契約

第21条の2～第21条の18 （略）

(その他の提供条件)

第21条の19 その他の提供条件（Xiの電話番号保管、定期契約者が行うフリーコースの選択、料金表及び別表に定めるものを除きます。）については、Xiの場合に準ずるものとします。

ただし、Xiの場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第4章の2～第8章 （略）

(定期契約の満了に伴う契約の更新等)

第20条 定期契約者は、その契約の満了と同時に新たに一般契約又は定期契約を締結するときは、当社が指定する期間中に、当社に申し出ていただきます。

2～3 （略）

第21条 （略）

第4章 Xiコピキタス契約

第21条の2～第21条の18 （略）

(その他の提供条件)

第21条の19 その他の提供条件（Xiの電話番号保管、料金表及び別表に定めるものを除きます。）については、Xiの場合に準ずるものとします。

ただし、Xiの場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第4章の2～第8章 （略）

第9章 通信

第1節 (略)

第2節 通信利用の制限

(通信利用の制限)

第45条 X i サービス及びF O M Aサービス並びに回線卸 X i 及び回線卸 F O M A (卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表5 (通信の優先的取扱いに係る機関名)に掲げる機関に提供しているX i サービス (当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、) 以外のものによる通信の利用を中止する措置 (特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。) をとることがあります。

2～5 (略)

6 当社は、前5項の規定によるほか、窃盗若しくは詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得された又は当社のケータイ補償お届けサービスご利用規約、ケータイ補償サービスご利用規約若しくはケータイ補償サービス for iPhone&iPad ご利用規約 (以下この条において「ケータイ補償お届けサービスご利用規約等」といいます。) に規定する旧電話機 (その端末設備の購入日から起算して当社が定める期間内に、ケータイ補償お届けサービスご利用規約等の規定に基づき補償対象となったものに限り、) であると判断し又は代金債務 (端末設備に係る分割支払金、割引金額及びその違約金等、X i サービス取扱所における端末設備の購入に係る債務をいいます。) の履行が為されていない又は履行が為されない恐れがあると当社が判断して取扱所交換設備に登録した自営端末設備が、契約者回線に接続されたときは、その自営端末設備が接続された契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。

7～8 (略)

(注) (略)

第46条～第46条の2 (略)

第3節 (略)

第10章～第14章 (略)

第9章 通信

第1節 (略)

第2節 通信利用の制限

(通信利用の制限)

第45条 X i サービス及びF O M Aサービス並びに回線卸 X i 及び回線卸 F O M A (卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表5 (通信の優先的取扱いに係る機関名)に掲げる機関に提供しているX i サービス (当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、) 以外のものによる通信の利用を中止する措置 (特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。) をとることがあります。

2～5 (略)

6 当社は、前5項の規定によるほか、窃盗若しくは詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得された又は当社のケータイ補償お届けサービスご利用規約、ケータイ補償サービスご利用規約又はケータイ補償サービス for iPhone&iPad ご利用規約 (以下この条において「ケータイ補償お届けサービスご利用規約等」といいます。) に規定する旧電話機 (その端末設備の購入日から起算して当社が定める期間内に、ケータイ補償お届けサービスご利用規約等の規定に基づき補償対象となったものに限り、) であると当社が判断して取扱所交換設備に登録した自営端末設備が、契約者回線に接続されたときは、その自営端末設備が接続された契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。

7～8 (略)

(注) (略)

第46条～第46条の2 (略)

第3節 (略)

第10章～第14章 (略)

第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用

(1) X i の基本使用料の適用	<p>ア～サ (略)</p> <p>シ X i 契約者は、一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結、総合利用プランに係る定期契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る定期契約を締結、データ専用プランに係る定期契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る定期契約を締結、フリーコースを選択若しくは廃止又は基本使用料の料金種別を変更する場合であって、当該月における X i 契約の締結、フリーコースの選択若しくは廃止及び料金種別の変更の合計回数が当社が別に定める回数を超えるときは、第 5（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。</p> <p>ス～チ (略)</p>
(略)	(略)
(4)の2 U25 応援割の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ 本割引の選択に係る申出を行うことができる者は、総合利用プラン（X i カケホーダイプラン（S I Mフリー）を除きます。）及び第 3（通信料）の 1 の(8)の 2 に規定するデータ定額パック（ビジネスシェアパックを除きます。以下この欄において同じとします。）を選択している X i 契約者であって、次のいずれかに該当する者に限ります。</p> <p>(ア) 満 26 歳に満たない者であって、一般契約又は定期契約を締結している者。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>ウ～ケ (略)</p>

2 (略)

第2 (略)

第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用

(1) X i の基本使用料の適用	<p>ア～サ (略)</p> <p>シ X i 契約者は、一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結、総合利用プランに係る定期契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る定期契約を締結、データ専用プランに係る定期契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る定期契約を締結又は基本使用料の料金種別を変更する場合であって、当該月における X i 契約の締結及び料金種別の変更の合計回数が当社が別に定める回数を超えるときは、第 5（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。</p> <p>ス～チ (略)</p>
(略)	(略)
(4)の2 U25 応援割の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ 本割引の選択に係る申出を行うことができる者は、総合利用プラン（X i カケホーダイプラン（S I Mフリー）を除きます。）及び第 3（通信料）の 1 の(8)の 2 に規定するデータ定額パック（ビジネスシェアパックを除きます。以下この欄において同じとします。）を選択している X i 契約者であって、次のいずれかに該当する者に限ります。</p> <p>(ア) 満 26 歳に満たない者であって、一般契約（その契約に係る X i が、(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているものに限ります。以下この欄において同じとします。）又は定期契約を締結している者。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>ウ～ケ (略)</p>

2 (略)

第2 (略)

第3 通信料

1 適用

基本使用料の適用

(略)	(略)
(8)の3 データ定額バックに係るデータ定額共有	<p>ア (略)</p> <p>イ データ定額共有とは、共有回線群（ウに規定する共有代表回線及びオに規定する共有対象回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成するX i、X i ユビキタス（第2種X i ユビキタス契約に係るものに限ります。）、F O M A（第2種契約に係るものに限ります。）及びF O M A ユビキタス（第2種F O M A ユビキタス契約に係るものに限ります。）に係る累計課金対象データ量を合算して、ウに規定する共有代表回線に係る契約者が選択しているデータ定額バックを適用する取扱いをいいます。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 前項の規定にかかわらず、共有回線群の共有代表回線がフリーコースを選択している場合を除き、フリーコースを選択している共有対象回線との間で共有回線群を構成することができません。</p> <p>オ データ定額共有における共有対象回線とは、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するX i、X i ユビキタス（第2種X i ユビキタス契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）、F O M A（第2種契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）及びF O M A ユビキタス（第2種F O M A ユビキタス契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）のことをいいます。</p> <p>カ (略)</p> <p>キ カの規定にかかわらず、シングルバックに係る共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただけます。この場合において、当社は、共有代表回線に係る契約者が、共有代表回線と同一のシングルバックを選択したものとみなして取扱います。</p> <p>ク カ又はキの規定により選択したシングルバック等に係る定額通信料については、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ データ定額共有の開始は、カ又はキに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当するときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月から適用します。</p> <p>(ア) X i 契約者が、データ定額バックの選択と同時にデータ定額共有を選択した場合であって、カ又はキの規定によりその共有代表回線を指定して当社に申し出た全てのX i、X i ユビキタス、F O M A 及びF O M A ユビキタスにおいてデータ定額バックが選択されていないとき。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>サ～シ (略)</p> <p>ス シに規定する定額通信料については日割しません。</p> <p>ただし、X i を利用することができない期間があった場合の取扱いについては、X i の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>セ スの規定にかかわらず、料金月の初日以外にX i 契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時にデータ定額バックの選択があったときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、その定額通信料を、その選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。</p> <p>ただし、当該料金月の末日までにそのデータ定額バックの廃止若しくは区分の変更又は共有代表回線の</p>

第3 通信料

1 適用

基本使用料の適用

(略)	(略)
(8)の3 データ定額バックに係るデータ定額共有	<p>ア (略)</p> <p>イ データ定額共有とは、共有回線群（ウに規定する共有代表回線及びオに規定する共有対象回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成するX i、X i ユビキタス（第2種X i ユビキタス契約に係るものに限ります。）、F O M A（第2種契約に係るものに限ります。）及びF O M A ユビキタス（第2種F O M A ユビキタス契約に係るものに限ります。）に係る累計課金対象データ量を合算して、ウに規定する共有代表回線に係る契約者が選択しているデータ定額バックを適用する取扱いをいいます。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ データ定額共有における共有対象回線とは、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するX i、X i ユビキタス（第2種X i ユビキタス契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）、F O M A（第2種契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）及びF O M A ユビキタス（第2種F O M A ユビキタス契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）のことをいいます。</p> <p>オ (略)</p> <p>カ オの規定にかかわらず、シングルバックに係る共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただけます。この場合において、当社は、共有代表回線に係る契約者が、共有代表回線と同一のシングルバックを選択したものとみなして取扱います。</p> <p>キ オ又はカの規定により選択したシングルバック等に係る定額通信料については、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ データ定額共有の開始は、オ又はカに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当するときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月から適用します。</p> <p>(ア) X i 契約者が、データ定額バックの選択と同時にデータ定額共有を選択した場合であって、オ又はカの規定によりその共有代表回線を指定して当社に申し出た全てのX i、X i ユビキタス、F O M A 及びF O M A ユビキタスにおいてデータ定額バックが選択されていないとき。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>コ～サ (略)</p> <p>シ サに規定する定額通信料については日割しません。</p> <p>ただし、X i を利用することができない期間があった場合の取扱いについては、X i の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>ス シの規定にかかわらず、料金月の初日以外にX i 契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時にデータ定額バックの選択があったときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、その定額通信料を、その選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。</p> <p>ただし、当該料金月の末日までにそのデータ定額バックの廃止若しくは区分の変更又は共有代表回線の</p>

	<p>変更があったときはこの限りではありません。</p> <p>ソ 当社は、第 1（基本使用料）の(4)の 2 に規定する U 25 応援割の適用を受けている X i が、オに規定する共有対象回線であるときは、その適用を受ける料金月の初日（U 25 応援割の選択に係る申出の承諾を受けた日を含む料金月については、その承諾を受けた日）において、共有代表回線に係る契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量に、1 G B を加算します。</p> <p>タ～ツ（略）</p> <p>テ 当社は、共有回線群に属する X i に係る契約者からデータ定額共有を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、その廃止のあった X i が共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していただきます。</p> <p>(ア)～(イ)（略）</p> <p>(ウ) チの(ウ)、ヌの(ウ)又はネの(イ)に規定する条件を満たさなくなったとき。</p> <p>(エ)（略）</p> <p>ト テの規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出があったときは、共有回線群に属する共有対象回線とのデータ定額共有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そのデータ定額共有の廃止に係る紛議が生じたときは、当事者間において問題を解決していただきます。</p> <p>ナ テの規定により廃止のあった X i 又は X i コピキタスが共有対象回線であるときは、その廃止があった日を含む料金月までデータ定額共有の対象とし、その廃止があった日を含む料金月の翌料金月から(8)の 2 のウ又はオの規定により選択したシングルバック等を適用します。</p> <p>ただし、その廃止があった日からその廃止があった日を含む料金月の末日までの間にデータ定額パックに係る区分の変更又はデータ定額パックの廃止があったときは、この限りではありません。</p> <p>ニ アからナの規定によるほか、シングルバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(ウ)（略）</p> <p>ヌ アからナの規定によるほか、ファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(ウ)（略）</p> <p>ネ アからナの規定によるほか、ビジネスシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(イ)（略）</p> <p>ノ（略）</p> <p>ハ ノに規定するほか、分割請求の適用は次の(ア)から(オ)に定めるところによります。</p> <p>(ア)～(オ)（略）</p>		<p>線の変更があったときはこの限りではありません。</p> <p>セ 当社は、第 1（基本使用料）の(4)の 2 に規定する U 25 応援割の適用を受けている X i が、エに規定する共有対象回線であるときは、その適用を受ける料金月の初日（U 25 応援割の選択に係る申出の承諾を受けた日を含む料金月については、その承諾を受けた日）において、共有代表回線に係る契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量に、1 G B を加算します。</p> <p>ソ～チ（略）</p> <p>ツ 当社は、共有回線群に属する X i に係る契約者からデータ定額共有を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、その廃止のあった X i が共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していただきます。</p> <p>(ア)～(イ)（略）</p> <p>(ウ) タの(ウ)、ニの(ウ)又はヌの(イ)に規定する条件を満たさなくなったとき。</p> <p>(エ)（略）</p> <p>テ ツの規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出があったときは、共有回線群に属する共有対象回線とのデータ定額共有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そのデータ定額共有の廃止に係る紛議が生じたときは、当事者間において問題を解決していただきます。</p> <p>ト ツの規定により廃止のあった X i 又は X i コピキタスが共有対象回線であるときは、その廃止があった日を含む料金月までデータ定額共有の対象とし、その廃止があった日を含む料金月の翌料金月から(8)の 2 のウ又はオの規定により選択したシングルバック等を適用します。</p> <p>ただし、その廃止があった日からその廃止があった日を含む料金月の末日までの間にデータ定額パックに係る区分の変更又はデータ定額パックの廃止があったときは、この限りではありません。</p> <p>ナ アからの規定によるほか、シングルバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(ウ)（略）</p> <p>ニ アからの規定によるほか、ファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(ウ)（略）</p> <p>ヌ アからの規定によるほか、ビジネスシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(イ)（略）</p> <p>ネ（略）</p> <p>ノ ネに規定するほか、分割請求の適用は次の(ア)から(オ)に定めるところによります。</p> <p>(ア)～(オ)（略）</p>				
<p>(8)の 4 データ定額パックに係る定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割）の適用</p>	<p>ア 当社は、データ定額パックの適用を受けている X i に係る定額通信料について、当該料金月のその X i 契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。</p> <p>ただし、契約者が第 20 条の 2（定期契約者が行うフリーコースの選択）の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <table border="1" data-bbox="309 1257 1077 1326"> <tr> <td>経過期間</td> <td>定額料の減額（月額）</td> </tr> </table>	経過期間	定額料の減額（月額）		<p>(8)の 4 データ定額パックに係る定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割）の適用</p> <p>ア 当社は、データ定額パックの適用を受けている X i に係る定額通信料について、当該料金月のその X i 契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <table border="1" data-bbox="1355 1257 2123 1326"> <tr> <td>経過期間</td> <td>定額料の減額（月額）</td> </tr> </table>	経過期間	定額料の減額（月額）
経過期間	定額料の減額（月額）						
経過期間	定額料の減額（月額）						

	シェアパック5 (小容量) 及び ビジネスシェアパ ック5 (小容 量)	シェアパック10 (小容量) 又は ビジネスシェアパ ック10	シェアパック15 (標準) 又はビ ジネスシェアパッ ク15	シェアパック20 (大容量) 又は ビジネスシェアパ ック20	シェアパック30 (大容量) 又は ビジネスシェアパ ック30
48か月超え96か月 まで	100円	400円	600円	800円	1,000円
96か月超え120か 月まで	200円	600円	800円	1,000円	1,200円
120か月超え180 か月まで	600円	800円	1,000円	1,200円	1,800円
180か月超	800円	1,000円	1,200円	1,800円	2,500円

(イ) シングルパック又はらくらくパックに係るもの

経過期間	定額料の減算 (月額)		
	データSパック (小 容量) 又はらくらくパ ック	データMパック (標 準)	データLパック (大 容量)
48か月超え96か月 まで	—	100円	200円
96か月超え120か 月まで	—	200円	400円
120か月超え180か 月まで	—	600円	600円
180か月超	600円	800円	800円

イ～エ (略)

2 (略)

	シェアパック5 (小容量) 及び ビジネスシェアパ ック5 (小容 量)	シェアパック10 (小容量) 又は ビジネスシェアパ ック10	シェアパック15 (標準) 又はビ ジネスシェアパッ ク15	シェアパック20 (大容量) 又は ビジネスシェアパ ック20	シェアパック30 (大容量) 又は ビジネスシェアパ ック30
72か月超え96か月 まで	—	300円	300円	600円	800円
96か月超え120か 月まで	—	600円	600円	800円	1,000円
120か月超え180 か月まで	600円	800円	800円	1,000円	1,500円
180か月超	800円	1,000円	1,000円	1,500円	2,000円

(イ) シングルパック又はらくらくパックに係るもの

経過期間	定額料の減額 (月額)	
	データSパック (小容量) 又はらく らくパック	データMパック (標準) 又はデー タLパック (大容量)
120か月超え180か月 まで	—	600円
180か月超	600円	800円

イ～エ (略)

2 (略)

第4 定期契約等に係る解約金

1 適用

定期契約等に係る解約金	
(1) 削除	
(2) 定期契約等に係る解約金の適用除外	<p>ア 契約者は、次の場合には2（料金額）の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>(キ) 第22条の2（定期契約者が行うフリーコースの選択）に規定するフリーコースを選択している契約者に係る定期契約の解除があったとき。</p> <p>(ク) 契約期間が起算日（第19条（定期契約の満了）に規定するものをいいます。）から起算して2年を超えている第2種X i ユビキタス定期契約の解除があったとき。</p> <p>(ケ) F O M A 契約及びX i 契約に係る経過期間（料金表第1表第3の1（適用）の(8)の4に定めるものをいいます。）が2年を超えているF O M A 契約者又はX i 契約者からF O M A 契約に係る第1種一般契約若しくは第2種一般契約（F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。）又はX i 契約に係る一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結した場合であって、その一般契約の解除があった日を含む暦月の初日から起算して翌暦月の末日までの間に新たに締結した定期契約の解除があったとき。</p> <p>イ～キ (略)</p>

第5～第7 (略)

第2表～第6表 (略)

別表1～別表7 (略)

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)			
			通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第4 定期契約等に係る解約金

1 適用

定期契約等に係る解約金	
(1) 削除	
(2) 定期契約等に係る解約金の適用除外	<p>ア 契約者は、次の場合には2（料金額）の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>イ～キ (略)</p>

第5～第7 (略)

第2表～第6表 (略)

別表1～別表7 (略)

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)			
			通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ベルギー王国	<u>Telenet Group BVBA</u>	(略)	(略)	(略)	(略)				ベルギー王国	BASE Company nv/sa	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)	(略)	
<u>ORANGE Belgium nv/SA</u>		(略)	(略)	(略)	(略)	Mobistar S.A	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	エジプト・アラブ共和国	<u>Orange Egypt for Telecommunications</u>	(略)	(略)	(略)	(略)		エジプト・アラブ共和国	The Egyptian Company for Mobile Service	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)					

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)					

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 7 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 6 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

附 則 (平成 28 年 5 月 31 日経企第 254 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 28 年 6 月 1 日から実施します。

(経過期間)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 経企第 1689 号 (平成 28 年 1 月 20 日) の附則第 3 項を次のように改めます。

3 この附則実施の日から平成 28 年 5 月 31 日までの間において、X i サービス取扱所において当社が定める端末設備を X i 契約者若しくはその関係者が購入した場合又は当社が定める端末設備を購入する申出 (X i 契約者の責めによらない理由により、平成 28 年 5 月 31 日までの間にその端末設備を購入できない場合に限り) があつた場合であつて、平成 28 年 6 月 30 日までの間に、基本使用料の料金種別が、X i カケホーダイプラン (スマホ/タブ) 又は X i カケホーダイライトプラン (料金表第 1 表第 1 (基本使用料) の 1 (適用) の(1)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。) に係る定期契約又は一般契約 (身体障がい者等割引 (料金表第 1 表第 1 (基本使用料) の 1 (適用) の(2)に規定するものをいいます。) の適用を受けているものに限り) の X i が次の(1)、(2)及び(3)又は(4)に定める条件を満たしていることを当社が確認したときは、当社は、ドコモの学割 2016 ((3)又は(4)の申出により、ファミリーシングルバック又はファミリーシェアバックの適用が開始される日 (以下この附則において「適用開始日」といいます。) から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して 11 暦月の間の X i カケホーダイプラン (スマホ/タブ) の基本使用料について 800 円を減額する取扱い、及び適用開始日を含む料金月から起算して 35 料金月の間、その X i に係るファミリーシングルバック又はファミリーシェアバックの定額上限データ量 (料金表第 1 表第 3 (通信料) の 1 (適用) の(8)の 2 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。) に 5 G B を加算する取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。) を適用します。

(1) X i サービス取扱所において当社が別に定める端末設備を X i 契約者又はその関係者が購入すること。

ただし、既に X i サービス取扱所において端末設備を購入している場合は、その購入があつた日から起算して当社が別に定める期間を経過している場合に限り。

2 (略)

別表 9 (略)

- (2) U25 応援割（料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(4)の 2 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の適用を受けること。
- (3) ファミリーシングルパック（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 2 に規定するものをいい、データ S パック（小容量）を除きます。以下この附則において同じとします。）又はファミリーシェアパック（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 2 に規定するものをいい、シェアパック 10（小容量）を除きます。以下この附則において同じとします。）を選択すること。
- (4) 共有対象回線（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 3 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）となる場合であって、その共有回線群（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 3 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る共有代表回線（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 3 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の契約者がファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックを選択していること。

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																										
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>36 フリーコース</td> <td>第2種定期契約であって、当社が定める期間が経過した後、その契約に係る解約金の支払いを要さないもの</td> </tr> <tr> <td>37～64 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 FOMA契約</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 第1種定期契約</p> <p>第20条～第21条の2 (略)</p> <p>(第1種定期契約の満了)</p> <p>第22条 第1種定期契約は、当社がその第1種定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日（契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日）から起算して次表に規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 80%;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年定期契約</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>2年定期契約</td> <td>2年</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p> <p>(第1種定期契約の満了に伴う契約の更新等)</p> <p>第23条 第1種定期契約者は、その契約の満了と同時に新たに一般契約又は定期契約を締結するときは、当社が指定する期間（以下「更新期間」といいます。）中に、当社に申し出ていただきます。</p> <p>2～3 (略)</p>	用 語	用 語 の 意 味	(略)	(略)	36 フリーコース	第2種定期契約であって、当社が定める期間が経過した後、その契約に係る解約金の支払いを要さないもの	37～64 (略)	(略)	区 分	期 間	1年定期契約	1年	2年定期契約	2年	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>28～63 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 FOMA契約</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 第1種定期契約</p> <p>第20条～第21条の2 (略)</p> <p>(第1種定期契約の満了)</p> <p>第22条 第1種定期契約は、当社がその第1種定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日（契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日）から起算して次表に規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 80%;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年定期契約</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>2年定期契約</td> <td>2年</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p> <p>(第1種定期契約の満了に伴う契約の更新等)</p> <p>第23条 第1種定期契約者は、その契約の満了と同時に新たに一般契約又は定期契約を締結するときは、当社が指定する期間中に、当社に申し出ていただきます。</p> <p>2～3 (略)</p>	用 語	用 語 の 意 味	(略)	(略)	28～63 (略)	(略)	区 分	期 間	1年定期契約	1年	2年定期契約	2年
用 語	用 語 の 意 味																										
(略)	(略)																										
36 フリーコース	第2種定期契約であって、当社が定める期間が経過した後、その契約に係る解約金の支払いを要さないもの																										
37～64 (略)	(略)																										
区 分	期 間																										
1年定期契約	1年																										
2年定期契約	2年																										
用 語	用 語 の 意 味																										
(略)	(略)																										
28～63 (略)	(略)																										
区 分	期 間																										
1年定期契約	1年																										
2年定期契約	2年																										

第 23 条の 2 (略)

第 4 節 (略)

第 5 節 第 2 種定期契約

(第 2 種定期契約の満了)

第 23 条の 14 第 2 種定期契約は、当社がその第 2 種定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日(契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日)から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。

2 前項の規定にかかわらず、第 1 種定期契約(総合利用プランに係るものに限り、)の解除と同時に新たに締結した F O M A に係る第 2 種定期契約は、契約の解除があったその第 1 種定期契約に係る起算日から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。

3 第 1 項の規定にかかわらず、X i に係る定期契約(X i サービス契約約款に規定するものをいい、当社が別に定めるものに限り、)の解除と同時に新たに締結した F O M A に係る第 2 種定期契約は、契約の解除があった X i に係る定期契約に係る起算日から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。

4 第 1 項の規定にかかわらず、F O M A 契約及び X i 契約に係る経過期間(料金表第 1 表第 3 (通信料)の 1 の(7)の 5 に定めるものをいいます。)が 2 年を超えている F O M A 契約者又は X i 契約者が F O M A 契約に係る第 1 種一般契約若しくは第 2 種一般契約又は X i 契約に係る一般契約(X i サービス契約約款に規定するものをいいます。)の解除と同時に新たに締結した第 2 種定期契約は、その契約の解除があった日を含む暦月の初日から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。

4 ~ 5 (略)

第 23 条の 15 (略)

(定期契約者が行うフリーコースの選択)

第 23 条の 16 当社は、第 2 種定期契約者からフリーコースを選択する申出があったときは、更新期間中である場合に限り、その申出を承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、F O M A 契約及び X i 契約に係る経過期間(料金表第 1 表第 3 (通信料)の 1 の(7)の 5 に定めるものをいいます。)が 2 年を超えている F O M A 契約者又は X i 契約者が F O M A 契約に係る第 1 種一般契約若しくは第 2 種一般契約又は X i 契約に係る一般契約(X i サービス契約約款に規定するものをいいます。)の解除と同時に新たに定期契約を締結する場合において、第 2 種定期契約者からフリーコースを選択する申出があったときは、その一般契約の解除があった日を含む暦月の初日から起算して翌暦月の末日までの間に限り、その申出を承諾します。

3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、そのフリーコースを選択する申出を承諾しません。

(1) その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)であるとき。

(2) その F O M A に係る基本使用料の料金種別が F O M A カケホーダイプラン(スマホノタブ)、F O M A カケホーダイプラン(ケータイ)、F O M A データプラン(スマホノタブ)又は F O M A データプラン(ルーター)以外であるとき。

(3) その F O M A に係る共有回線群の共有代表回線(料金表第 1 表第 3 (通信料)の 1 の(7)の 4 に規定するものをいいます。)がフリーコースを選択していないとき。

4 当社は、第 2 種定期契約者からフリーコースを選択する申出があったときは、その申出を当社が承諾した日を含む暦月の翌暦月からフリーコースを適用します。

5 当社は、第 2 種定期契約者からフリーコースを廃止する申出があったときは、その申出を当社が承諾した日にフリーコースの適用を廃止します。

第 23 条の 2 (略)

第 4 節 (略)

第 5 節 第 2 種定期契約

(第 2 種定期契約の満了)

第 23 条の 14 第 2 種定期契約は、当社がその第 2 種定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日(契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日)から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。

2 前項の規定にかかわらず、第 1 種定期契約(総合利用プランに係るものに限り、)の解除と同時に新たに締結した F O M A に係る第 2 種定期契約(総合利用プランに係るものに限り、)は、契約の解除があったその第 1 種定期契約に係る起算日から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。

3 第 1 項の規定にかかわらず、定期契約(X i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係るものに限り、)の解除と同時に新たに締結した F O M A に係る第 2 種定期契約(総合利用プランに係るものに限り、)は、契約の解除があった X i に係る定期契約に係る起算日から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。

4 ~ 5 (略)

第 23 条の 15 (略)

6 当社は、フリーコースを選択している契約者から定期契約の解除と同時に新たにX i 契約に係る定期契約（X i 契約約款に規定するものをいいます。）を締結する申出があったときは、そのX i 契約に係る定期契約において、フリーコースを選択する場合に限り、その申出を承諾します。

第 24 条（略）

第 4 章 F O M A コピキタス契約

第 1 節（略）

第 2 節 第 1 種 F O M A コピキタス一般契約

第 24 条の 3 ～第 24 条の 6（略）

（その他の提供条件）

第 24 条の 7 当社は、第 1 種 F O M A コピキタス一般契約の F O M A コピキタスにおけるその他の提供条件（F O M A の電話番号保管、定期契約者が行うフリーコースの選択、料金表及び別表に定めるものを除きます。）については、F O M A の場合に準ずるものとします。

ただし、F O M A の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第 3 節 第 1 種 F O M A コピキタス定期契約

第 24 条の 8 ～第 24 条の 13（略）

（その他の提供条件）

第 24 条の 14 その他の提供条件（F O M A の電話番号保管、定期契約者が行うフリーコースの選択、料金表及び別表に定めるものを除きます。）については、F O M A の場合に準ずるものとします。

ただし、F O M A の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第 4 節 第 2 種 F O M A コピキタス一般契約

第 24 条の 15 ～第 24 条の 20（略）

（その他の提供条件）

第 24 条の 21 その他の提供条件（F O M A の電話番号保管、定期契約者が行うフリーコースの選択、料金表及び別表に定めるものを除きます。）については、F O M A の場合に準ずるものとします。

ただし、F O M A の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第 5 節 第 2 種 F O M A コピキタス定期契約

第 24 条の 22 ～第 24 条の 25（略）

第 24 条（略）

第 4 章 F O M A コピキタス契約

第 1 節（略）

第 2 節 第 1 種 F O M A コピキタス一般契約

第 24 条の 2 ～第 24 条の 6（略）

（その他の提供条件）

第 24 条の 7 当社は、第 1 種 F O M A コピキタス一般契約の F O M A コピキタスにおけるその他の提供条件（F O M A の電話番号保管、料金表及び別表に定めるものを除きます。）については、F O M A の場合に準ずるものとします。

ただし、F O M A の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第 3 節 第 1 種 F O M A コピキタス定期契約

第 24 条の 8 ～第 24 条の 13（略）

（その他の提供条件）

第 24 条の 14 その他の提供条件（F O M A の電話番号保管、料金表及び別表に定めるものを除きます。）については、F O M A の場合に準ずるものとします。

ただし、F O M A の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第 4 節 第 2 種 F O M A コピキタス一般契約

第 24 条の 15 ～第 24 条の 20（略）

（その他の提供条件）

第 24 条の 21 その他の提供条件（F O M A の電話番号保管、料金表及び別表に定めるものを除きます。）については、F O M A の場合に準ずるものとします。

ただし、F O M A の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第 5 節 第 2 種 F O M A コピキタス定期契約

第 24 条の 22 ～第 24 条の 25（略）

(その他の提供条件)

第 24 条の 26 当社は、第 2 種 F O M A コピキタス定期契約の F O M A コピキタスにおけるその他の提供条件（ F O M A の電話番号保管、定期契約者が行うフリーコースの選択、料金表及び別表に定めるものを除きます。）については、 F O M A の場合に準ずるものとします。

ただし、 F O M A の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第 4 章の 2 F O M A 位置情報契約

第 24 条の 27～第 24 条の 30 （略）

(その他の提供条件)

第 24 条の 31 当社は、 F O M A 位置情報におけるその他の提供条件（ F O M A の電話番号保管、定期契約者が行うフリーコースの選択、料金表及び別表に定めるものを除きます。）については、 F O M A の場合に準ずるものとします。

ただし、 F O M A の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第 4 章の 3 F O M A プリペイド契約

第 25 条～第 31 条 （略）

(その他の提供条件)

第 32 条 当社は、当社が別に定める機能を有する端末設備を使用している者に限り、 F O M A プリペイドを提供します。

2 （略）

3 当社は、 F O M A プリペイドにおけるその他の提供条件（2in1 利用、利用の一時中断、電話番号保管、契約者の氏名等の変更の届出、名義変更、定期契約者が行うフリーコースの選択、料金表及び別表に定めるものを除きます。）については、 F O M A の場合に準ずるものとします。

ただし、 F O M A の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第 4 章の 4 F O M A 特定接続契約

第 33 条～第 38 条 （略）

(その他の提供条件)

第 39 条 当社は、 F O M A 特定接続におけるその他の提供条件（請求による契約者識別番号の変更、 F O M A の利用の一時中断、 F O M A の電話番号保管、定期契約者が行うフリーコースの選択、料金表及び別表に定めるものを除きます。）については、 F O M A の場合に準ずるものとします。

ただし、 F O M A の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第 40 条～第 44 条 （略）

第 5 章～第 8 章

第 9 章 通信

(その他の提供条件)

第 24 条の 26 当社は、第 2 種 F O M A コピキタス定期契約の F O M A コピキタスにおけるその他の提供条件（ F O M A の電話番号保管、料金表及び別表に定めるものを除きます。）については、 F O M A の場合に準ずるものとします。

ただし、 F O M A の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第 4 章の 2 F O M A 位置情報契約

第 24 条の 27～第 24 条の 30 （略）

(その他の提供条件)

第 24 条の 31 当社は、 F O M A 位置情報におけるその他の提供条件（ F O M A の電話番号保管、料金表及び別表に定めるものを除きます。）については、 F O M A の場合に準ずるものとします。

ただし、 F O M A の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第 4 章の 3 F O M A プリペイド契約

第 25 条～第 31 条 （略）

(その他の提供条件)

第 32 条 当社は、当社が別に定める機能を有する端末設備を使用している者に限り、 F O M A プリペイドを提供します。

2 （略）

3 当社は、 F O M A プリペイドにおけるその他の提供条件（2in1 利用、利用の一時中断、電話番号保管、契約者の氏名等の変更の届出、名義変更、料金表及び別表に定めるものを除きます。）については、 F O M A の場合に準ずるものとします。

ただし、 F O M A の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第 4 章の 4 F O M A 特定接続契約

第 33 条～第 38 条 （略）

(その他の提供条件)

第 39 条 当社は、 F O M A 特定接続におけるその他の提供条件（請求による契約者識別番号の変更、 F O M A の利用の一時中断、 F O M A の電話番号保管、料金表及び別表に定めるものを除きます。）については、 F O M A の場合に準ずるものとします。

ただし、 F O M A の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第 40 条～第 44 条 （略）

第 5 章～第 8 章

第 9 章 通信

第1節 (略)

第2節 通信利用の制限

(通信利用の制限)

第59条 FOMAサービス、Xiサービス、回線卸FOMA、及び回線卸Xi（卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表6（通信の優先的取扱いに係る機関名）に掲げる機関に提供しているFOMA（当社がこれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

2～6 (略)

7 当社は、前6項の規定によるほか、窃盗若しくは詐欺等の犯罪行為又はその他法令に違反する行為により取得されたと当社が判断し又は代金債務（端末設備に係る分割支払金、割引金額及びその違約金等、FOMAサービス取扱所における端末設備の購入に係る債務をいいます。）の履行が為されていない又は履行が為されない恐れがあると当社が判断して取扱所交換設備に登録した自営端末設備が、契約者回線に接続されたときは、その自営端末設備が接続された契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。

8～9 (略)

(注) (略)

第59条の2～第60条 (略)

第3節～第4節 (略)

第10章～第14章 (略)

第1節 (略)

第2節 通信利用の制限

(通信利用の制限)

第59条 FOMAサービス、Xiサービス、回線卸FOMA、及び回線卸Xi（卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表6（通信の優先的取扱いに係る機関名）に掲げる機関に提供しているFOMA（当社がこれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

2～6 (略)

7 当社は、前6項の規定によるほか、窃盗若しくは詐欺等の犯罪行為又はその他法令に違反する行為により取得されたと当社が判断して取扱所交換設備に登録した自営端末設備が、契約者回線に接続されたときは、その自営端末設備が接続された契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。

8～9 (略)

(注) (略)

第59条の2～第60条 (略)

第3節～第4節 (略)

第10章～第14章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用

(1) F O M A の基本使用料の適用	<p>ア～ヒ (略)</p> <p>フ 契約者は、一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき、総合利用プランに係る定期契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る定期契約を締結、データ専用プランに係る定期契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る定期契約を締結、フリーコースを選択若しくは廃止又は基本使用料の料金種別を変更する場合であって、当該月における X i 契約の締結、フリーコースの選択若しくは廃止及び料金種別の変更の合計回数が当社が別に定める回数を超えるときは、第 5 (手続きに関する料金) に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。</p> <p>(注) (略)</p>
(略)	(略)
(4)の2 U25 応援割の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ 本割引の選択に係る申出を行うことができる者は、総合利用プラン及び第 3 (通信料) の 1 の(7)の 3 に規定するデータ定額パック (ビジネスシェアパックを除きます。以下この欄において同じとします。) を選択している F O M A 契約者であって、次のいずれかに該当する者に限ります。</p> <p>(ア) 満 26 歳に満たない者であって、第 2 種一般契約又は第 2 種定期契約を締結している者。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>ウ～ケ (略)</p>
(略)	(略)

2 (略)

第 2 (略)

料金表

第 1 表 料金

第 1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用

(1) F O M A の基本使用料の適用	<p>ア～ヒ (略)</p> <p>フ 契約者は、一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき、総合利用プランに係る定期契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る定期契約を締結、データ専用プランに係る定期契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る定期契約を締結又は基本使用料の料金種別を変更する場合であって、当該月における X i 契約の締結及び料金種別の変更の合計回数が当社が別に定める回数を超えるときは、第 5 (手続きに関する料金) に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。</p> <p>(注) (略)</p>
(略)	(略)
(4)の2 U25 応援割の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ 本割引の選択に係る申出を行うことができる者は、総合利用プラン及び第 3 (通信料) の 1 の(7)の 3 に規定するデータ定額パック (ビジネスシェアパックを除きます。以下この欄において同じとします。) を選択している F O M A 契約者であって、次のいずれかに該当する者に限ります。</p> <p>(ア) 満 26 歳に満たない者であって、第 2 種一般契約 (その契約に係る F O M A が、(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているもの) に限ります。以下この欄において同じとします。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>ウ～ケ (略)</p>
(略)	(略)

2 (略)

第 2 (略)

第3 通信料

1 適用

基本使用料の適用

(略)	(略)
(7)の4 データ通信モードの定額通信料に係るのデータ定額共有	<p>ア (略)</p> <p>イ データ定額共有とは、共有回線群（ウに規定する共有代表回線及びオに規定する共有対象回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成するX i、第2種X i コピキタス、F O M A（第2種契約に係るものに限ります。）及びF O M A コピキタス（第2種F O M A コピキタス契約に係るものに限ります。）に係る累計課金対象データ量を合算して、ウに規定する共有代表回線に係る契約者が選択しているデータ定額パックを適用する取扱いをいいます。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 前項の規定にかかわらず、共有回線群の共有代表回線がフリーコースを選択している場合を除き、フリーコースを選択している共有対象回線との間で共有回線群を構成することができません。</p> <p>オ～カ (略)</p> <p>キ カの規定にかかわらず、シングルバックに係る共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただけます。この場合において、当社は、共有代表回線に係る契約者が、共有代表回線と同一のシングルバックを選択したものとみなして取扱います。</p> <p>ク カ又はキの規定により選択したシングルバック等に係る定額通信料については、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ データ定額共有の開始は、カ又はキに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当するときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月から適用します。</p> <p>(ア) 第2種契約者が、データ定額パックの選択と同時にデータ定額共有を選択した場合であって、クの規定によりその共有代表回線を指定して当社に申し出た全てのX i、X i コピキタス、F O M A及びF O M A コピキタスにおいてデータ定額パックが選択されていないとき。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>サ～シ (略)</p> <p>ス シに規定する定額通信料については日割しません。</p> <p>ただし、F O M Aを利用することができない期間があった場合の取扱いについては、F O M Aの基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>セ スの規定にかかわらず、料金月の初日以外にF O M A契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時にデータ定額パックの選択があったときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、その定額通信料を、その選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。</p> <p>ただし、当該料金月の末日までにそのデータ定額パックの廃止若しくは区分の変更又は共有代表回線の変更があったときはこの限りではありません。</p> <p>ソ 当社は、第1（基本使用料）の(4)の2に規定するU25 応援割の適用を受けているF O M Aが、オに規定する共有対象回線であるときは、共有回線群に係る定額データパックに関する定額上限値に、1GBを加算します。</p> <p>タ～ツ (略)</p> <p>テ 当社は、共有回線群に属するF O M Aに係る契約者からデータ定額共有を廃止する申出があった場</p>

第3 通信料

1 適用

基本使用料の適用

(略)	(略)
(7)の4 データ通信モードの定額通信料に係るのデータ定額共有	<p>ア (略)</p> <p>イ データ定額共有とは、共有回線群（ウに規定する共有代表回線及びエに規定する共有対象回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成するX i、第2種X i コピキタス、F O M A（第2種契約に係るものに限ります。）及びF O M A コピキタス（第2種F O M A コピキタス契約に係るものに限ります。）に係る累計課金対象データ量を合算して、ウに規定する共有代表回線に係る契約者が選択しているデータ定額パックを適用する取扱いをいいます。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>カ オの規定にかかわらず、シングルバックに係る共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただけます。この場合において、当社は、共有代表回線に係る契約者が、共有代表回線と同一のシングルバックを選択したものとみなして取扱います。</p> <p>キ オ又はカの規定により選択したシングルバック等に係る定額通信料については、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ データ定額共有の開始は、オ又はカに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当するときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月から適用します。</p> <p>(ア) 第2種契約者が、データ定額パックの選択と同時にデータ定額共有を選択した場合であって、この規定によりその共有代表回線を指定して当社に申し出た全てのX i、X i コピキタス、F O M A及びF O M A コピキタスにおいてデータ定額パックが選択されていないとき。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>コ～サ (略)</p> <p>シ サに規定する定額通信料については日割しません。</p> <p>ただし、F O M Aを利用することができない期間があった場合の取扱いについては、F O M Aの基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>ス シの規定にかかわらず、料金月の初日以外にF O M A契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時にデータ定額パックの選択があったときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、その定額通信料を、その選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。</p> <p>ただし、当該料金月の末日までにそのデータ定額パックの廃止若しくは区分の変更又は共有代表回線の変更があったときはこの限りではありません。</p> <p>セ 当社は、第1（基本使用料）の(4)の2に規定するU25 応援割の適用を受けているF O M Aが、エに規定する共有対象回線であるときは、共有回線群に係る定額データパックに関する定額上限値に、1GBを加算します。</p> <p>ソ～チ (略)</p> <p>ツ 当社は、共有回線群に属するF O M Aに係る契約者からデータ定額共有を廃止する申出があった</p>

合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、その廃止のあった F O M A が共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していただきます。

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 子の(ウ)、ヌの(ウ)又はネの(イ)に規定する条件を満たさなくなったとき。

(エ) (略)

ト テの規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出があったときは、共有回線群に属する共有対象回線とのデータ定額共有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そのデータ定額共有の廃止に係る紛議が生じたときは、当事者間において問題を解決していただきます。

ナ テの規定により廃止のあった F O M A 又は F O M A コピキタスが共有対象回線であるときは、その廃止があった日を含む料金月までデータ定額共有の対象とし、その廃止があった日を含む料金月の翌料金月から(7)の3のウ又はナの規定により選択したシングルバック等を適用します。

ただし、その廃止があった日からその廃止があった日を含む料金月の末日までの間にデータ定額バックに係る区分の変更又はデータ定額バックの廃止があったときは、この限りではありません。

ニ ウからナの規定によるほか、シングルバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。

(ア)～(ウ) (略)

ヌ ウからナの規定によるほか、ファミリーシェアバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。

(ア)～(ウ) (略)

ネ ウからナの規定によるほか、ビジネスシェアバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。

(ア)～(イ) (略)

ノ (略)

ハ ノに規定するほか、分割請求の適用は次の(ア)から(オ)に定めるところによります。

(ア)～(オ) (略)

(8)の4 データ定額バックに係る定額通信料の月極割引(ずっとドコモ割引)の適用

ア 当社は、データ定額バックの適用を受けている X i に係る定額通信料について、当該料金月のその X i 契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が第 23 条の 16 (定期契約者が行うフリーコースの選択)の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

(ア) (イ)以外のもの

経過期間	定額料の減額 (月額)				
	シェアバック 5 (小容量) 及びビジネスシェアバック 5 (小容量)	シェアバック 10 (小容量) 又はビジネスシェアバック 10	シェアバック 15 (標準) 又はビジネスシェアバック 15	シェアバック 20 (大容量) 又はビジネスシェアバック 20	シェアバック 30 (大容量) 又はビジネスシェアバック 30
48か月超え96か月まで	100円	400円	600円	800円	1,000円

場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、その廃止のあった F O M A が共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していただきます。

(ア)～(イ) (略)

(ウ) タの(ウ)、ニの(ウ)又はヌの(イ)に規定する条件を満たさなくなったとき。

(エ) (略)

テ ツの規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出があったときは、共有回線群に属する共有対象回線とのデータ定額共有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そのデータ定額共有の廃止に係る紛議が生じたときは、当事者間において問題を解決していただきます。

ト ツの規定により廃止のあった F O M A 又は F O M A コピキタスが共有対象回線であるときは、その廃止があった日を含む料金月までデータ定額共有の対象とし、その廃止があった日を含む料金月の翌料金月から(7)の3のウ又はナの規定により選択したシングルバック等を適用します。

ただし、その廃止があった日からその廃止があった日を含む料金月の末日までの間にデータ定額バックに係る区分の変更又はデータ定額バックの廃止があったときは、この限りではありません。

ナ ウからトの規定によるほか、シングルバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。

(ア)～(ウ) (略)

ニ ウからトの規定によるほか、ファミリーシェアバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。

(ア)～(ウ) (略)

ヌ ウからトの規定によるほか、ビジネスシェアバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。

(ア)～(イ) (略)

ネ (略)

ノ ネに規定するほか、分割請求の適用は次の(ア)から(オ)に定めるところによります。

(ア)～(オ) (略)

(7)の5 データ定額バックに係る定額通信料の月極割引(ずっとドコモ割引)の適用

ア 当社は、データ定額バックの適用を受けている F O M A に係る定額通信料について、当該料金月のその F O M A 契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。

(ア) (イ)以外のもの

経過期間	定額料の減額 (月額)				
	シェアバック 5 (小容量)及びビジネスシェアバック 5 (小容量)	シェアバック 10 (小容量)又はビジネスシェアバック 10	シェアバック 15 (標準) 又はビジネスシェアバック 15	シェアバック 20 (大容量)又はビジネスシェアバック 20	シェアバック 30 (大容量)又はビジネスシェアバック 30
72か月超え96か月まで	—	300円	300円	600円	800円

96か月超え120か月まで	200円	600円	800円	1,000円	1,200円
120か月超え180か月まで	600円	800円	1,000円	1,200円	1,800円
180か月超	800円	1,000円	1,200円	1,800円	2,500円

(イ) シングルバック又はらくらくパックに係るもの

経過期間	定額料の減算 (月額)		
	データSバック (小容量) 又はらくらくパック	データMバック (標準)	データLバック (大容量)
48か月超え96か月まで	—	100円	200円
96か月超え120か月まで	—	200円	400円
120か月超え180か月まで	—	600円	600円
180か月超	600円	800円	800円

イ (略)
ウ (略)
エ (略)

2 (略)

96か月超え120か月まで	—	600円	600円	800円	1,000円
120か月超え180か月まで	600円	800円	800円	1,000円	1,500円
180か月超	800円	1,000円	1,000円	1,500円	2,000円

(イ) シングルバック又はらくらくパックに係るもの

経過期間	定額料の減額 (月額)	
	データSバック (小容量) 又はらくらくパック	データMバック (標準) 又はデータLバック (大容量)
120か月超え180か月まで	—	600円
180か月超	600円	800円

イ (略)
ウ (略)
エ (略)

2 (略)

第4 定期契約等に係る解約金

1 適用

定期契約等に係る解約金	
(1) 削除	
(2) 定期契約等に係る解約金の適用除外	<p>ア 契約者は、次の場合には2（料金額）の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。</p> <p>(ア)～(サ) (略)</p> <p>(シ) 第23条の16（定期契約者が行うフリーコースの選択）に規定するフリーコースを選択している契約者に係る定期契約の解除があったとき。</p> <p>(ス) 契約期間が起算日（第23条（第1種定期契約の満了に伴う契約の更新等）に規定するものをいいます。）から起算して2年を超えている第2種FOMAコピキタス定期契約の解除があったとき。</p> <p>(セ) FOMA契約及びXi契約に係る経過期間（料金表第1表第3の1（適用）の(8)の4に定めるものをいいます。）が2年を超えているFOMA契約者又はXi契約者がFOMA契約に係る第1種一般契約若しくは第2種一般契約又はXi契約に係る一般契約（Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。）の解除と同時に新たに定期契約を締結した場合であって、その一般契約の解除があった日を含む暦月の初日から起算して翌暦月の末日までの間に新たに締結した定期契約の解除があったとき。</p> <p>イ～コ (略)</p>

2 (略)

第5～第7 (略)

第2表～第7表 (略)

別表1～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)			
		通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード

第4 定期契約等に係る解約金

1 適用

定期契約等に係る解約金	
(1) 削除	
(2) 定期契約等に係る解約金の適用除外	<p>ア 契約者は、次の場合には2（料金額）の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。</p> <p>(ア)～(サ) (略)</p> <p>イ～コ (略)</p>

2 (略)

第5～第7 (略)

第2表～第7表 (略)

別表1～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)			
		通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード

南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ベルギー王国	<u>Telenet Group BVBA</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>ORANGE Belgium nv/SA</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ベルギー王国	BASE Company nv/sa	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Mobistar S.A	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	エジプト・アラブ共和国	<u>Orange Egypt for Telecommunications</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 7 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

附 則 (平成 28 年 5 月 31 日経企第 254 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 28 年 6 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	エジプト・アラブ共和国	The Egyptian Company for Mobile Service	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 6 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]		[現 行]													
第1章～第15章 (略)		第1章～第15章 (略)													
料金表 第1表 (略)		料金表 (略) 第1表 (略)													
第2表 工事費 1 適用		第2表 工事費 1 適用													
工 事 費 の 適 用		工 事 費 の 適 用													
(略)	(略)	(略)	(略)												
(3) 交換機等工事費、 回線終端装置工事費 及び機器工事費の適 用	交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費は、次の場合に適用します。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th>交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>工 配線経路構築 工事費</td> <td>契約者回線の設置又は移転に伴い、その契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路構築の工事を要すると当社が認めた場合にかぎり適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費等の適用	(略)	(略)	工 配線経路構築 工事費	契約者回線の設置又は移転に伴い、その契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路構築の工事を要すると当社が認めた場合にかぎり適用します。	(3) 交換機等工事費、 回線終端装置工事費 及び機器工事費の適 用	交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費は、次の場合に適用します。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th>交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>工 配線経路構築 工事費</td> <td>第1種契約に係る契約者回線の設置又は移転に伴い、その契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路構築の工事を要すると当社が認めた場合にかぎり適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費等の適用	(略)	(略)	工 配線経路構築 工事費	第1種契約に係る契約者回線の設置又は移転に伴い、その契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路構築の工事を要すると当社が認めた場合にかぎり適用します。
区 分	交換機等工事費等の適用														
(略)	(略)														
工 配線経路構築 工事費	契約者回線の設置又は移転に伴い、その契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路構築の工事を要すると当社が認めた場合にかぎり適用します。														
区 分	交換機等工事費等の適用														
(略)	(略)														
工 配線経路構築 工事費	第1種契約に係る契約者回線の設置又は移転に伴い、その契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路構築の工事を要すると当社が認めた場合にかぎり適用します。														
(略)	(略)	(略)	(略)												
(6) 割増工事費の適用	ア 当社は、契約者からその契約者回線の設置若しくは移転又は品目の変更に関する工事（交換機等工事に関する基本工事費のみ適用となる場合を除きます。）を土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。）に行つてほしい旨の申出があつた場合（配線経路構築工事費に係る工事の場合は、回線終端装置工事費に係る工事の施工日に限ります。）であつて、その申出を当社が承諾した場合、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに税抜額 3,000円(税込額 3,240円)を加算して適用します。	(6) 割増工事費の適用	ア 当社は、第1種契約に係る契約者からその契約者回線の設置若しくは移転又は品目の変更に関する工事（交換機等工事に関する基本工事費のみ適用となる場合を除きます。）を土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。）に行つてほしい旨の申出があつた場合（配線経路構築工事費に係る工事の場合は、回線終端装置工事費に係る工事の施工日に限ります。）であつて、その申出を当社が承諾した場合、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに税抜額 3,000円(税込額 3,240円)を加算して適用します。												
イ～エ (略)	イ～エ (略)	イ～エ (略)	イ～エ (略)												

(略)

(略)

2 (略)

第3表 (略)

別表1～別表2 (略)

附 則 (平成 28 年 5 月 31 日 経企第 254 号)

この改正規定は、平成 28 年 6 月 1 日から実施します。

(略)

(略)

2 (略)

第3表 (略)

別表1～別表2 (略)